

掲載内容

はじめに

第1章 離婚事件の相談、受任時の対応

- 1 離婚事件の相談を受けた弁護士は、相談者から何を聴取すべきか
- 2 弁護士は離婚事件の相談・受任に当たり、相談者に対し何を説明すべきか
- 3 DV事案の対応上の留意点は何か
- 4 離婚事件に関連する保全処分の留意点は何か
- 5 相手方が精神病に罹患・判断能力が低下している場合の対応上の留意点は何か
- 6 相手方が行方不明の場合の対応上の留意点は何か
- 7 婚約破棄、内縁解消事案への対応上の留意点は何か
- 8 渉外離婚事案の対応上の留意点は何か

第2章 婚姻費用の判断基準

1 総論

- 1 婚姻費用算定の基本的な枠組みはどのようなものか

2 婚姻費用分担請求

- 2 婚姻費用分担義務の始期はいつか
- 3 婚姻費用分担請求において提出すべき資料は何か。他方当事者が提出すべき資料を提出しない場合、どのような対応をとり得るか
- 4 有責配偶者からの婚姻費用分担請求が否定・制限されるのはどのような場合か
- 5 婚姻費用分担請求の一環として児童手当の返還を求めることはできるか

3 収入認定

- 6 主婦の総収入はどのように認定されるか
- 7 今後減収の可能性があると主張は認められるか
- 8 病気休職中や失業中の者の総収入はどのように認定されるか
- 9 同族会社の役員ないし従業員である義務者の収入が、著しく低廉であったり、別居後に減額されたりした場合、その総収入はどのように認定されるか
- 10 自営業者が確定申告上計上している必要経費の相当性を争う主張は認められるか
- 11 給与所得、事業所得以外の所得も総収入に含まれるか
- 12 高額所得者の婚姻費用はどのように算定されるか

4 生活費指数

- 13 子が未成年と認められるのは何歳までか
- 14 義務者が前妻との間の子に対し扶養義務を負う場合の婚姻費用はどのように算定されるか

5 特別事情

- 15 住宅ローンの支払が考慮されるのはどのような場合か
- 16 私立学校の学費等が考慮されるのはどのような場合か
- 17 子の整代、習い事代、歯列矯正費用を加算することはできるか

6 既払金

- 18 婚姻費用に対する既払金は、どのような場合に認められるか

7 増減額請求

- 19 婚姻費用の増額請求は、どのような場合に認められるか
- 20 婚姻費用の減額請求は、どのような場合に認められるか

第3章 子の監護者の指定・引渡しの判断基準

1 子の監護者の指定・引渡し

- 1 乳幼児に係る監護者としての適格性はどのような基準により判断されるか
- 2 年齢の高い子に係る監護者としての適格性はどのような基準により判断されるか
- 3 小学校低学年、中学年の子に係る監護者としての適格性はどのような基準により判断されるか
- 4 父が監護者と定められるのはどのような場合か

2 子の引渡しの保全処分

- 5 保全の必要性はどのような場合に認められるか

第4章 面会交流の判断基準

1 面会交流の可否

- 1 現在の家裁実務は、面会交流原則実施論に立脚しているか
- 2 面会交流の禁止・制限事由(子の利益に反する事情)にはどのようなものがあるか
- 3 同居親が面会交流の実施を拒否している場合に、面会交流を実現したい別居親としては、どのような姿勢で調停・審判に臨むとよいか

2 面会交流の具体的内容

- 4 面会交流の標準的な頻度、時間はどのようなものか
- 5 宿泊を伴う面会交流、祖父母との面会交流、学校行事等への参観は認められるか
- 6 面会交流の実施に当たり第三者機関の利用が条件とされるのはどのような場合か

3 間接強制

- 7 面会交流審判等に基づき間接強制をすることができるのはどのような場合か
- 8 間接強制可能な面会交流審判はどのような場合にされるか

第5章 離婚原因・離婚請求の判断基準

1 離婚原因

- 1 離婚原因はどのように構成するとよいか
- 2 婚姻関係の破綻を推定させる「相当期間の別居」とは、どの程度の別居期間をいうのか
- 3 モラルハラスメントは離婚原因となるか
- 4 離婚原因が認められないのはどのような場合か

2 有責配偶者からの離婚請求

- 5 有責配偶者からの離婚請求であっても認められるのはどのような場合か

第6章 子の親権者の指定、養育費の判断基準

1 子の親権者の指定

- 1 子の親権者の指定についての裁判はどのように行われるか

2 養育費

- 2 養育費はどのように算定されるか

第7章 財産分与の判断基準

1 総論

- 1 財産分与の基本的な判断枠組みはどのようなものか
- 2 扶養的財産分与はどのような場合に認められるか
- 3 財産分与に関する手続上の留意点は何か

2 基準時

- 4 分与対象財産確定の基準時はいつか

3 分与対象財産の確定及び評価

- 5 典型的な分与対象財産にはどのようなものがあり、それらを主張立証する際の留意点は何か
- 6 医療法人の持分は財産分与においてどのように扱われるか
- 7 不動産は財産分与においてどのように扱われるか
- 8 個人事業者の事業用財産は財産分与の対象となるか
- 9 使途不明金、浪費部分を持ち戻すべきとの主張は認められるか
- 10 住宅ローンのオーバーローン部分を不動産以外の積極財産と通算すべきでないとの主張は認められるか
- 11 他方当事者が財産の開示を拒む場合や財産を隠匿していることが疑われる場合、どのような対応をとり得るか
- 12 特有財産とは何か。特有財産性の主張立証はどのように行われるか
- 13 不動産の特有財産部分はどのように考慮されるか
- 14 特有財産であっても分与対象部分が認められるのはどのような場合か

4 寄与割合

- 15 2分の1ルールを修正すべき特段の事情はどのような場合に認められるか

5 その他一切の事情

- 16 過去の未払婚姻費用の清算はどの程度認められるか
- 17 基準時の前後に預貯金を払い戻したことはどのように考慮されるか

6 分与方法等

- 18 純資産額がマイナスの場合に財産分与を請求できるか
- 19 現物分与が認められるのはどのような場合か。不動産の住宅ローンが残っている場合に現物分与を求めることはできるか
- 20 財産分与に係る給付命令として不動産の明渡しを求めることはできるか

第8章 慰謝料の判断基準

1 総論

- 1 離婚慰謝料はどのような場合に認められるか
- 2 離婚慰謝料の相場はどのくらいか

2 不貞行為の慰謝料

- 3 不貞行為はどのように立証するか
- 4 不貞行為の当時婚姻関係が既に破綻していたと認められるのはどのような場合か
- 5 不貞相手からの弁済等は、離婚慰謝料にどのような影響を及ぼすか

第9章 離婚後の対応

- 1 離婚に伴う強制執行はどのように行うか
- 2 離婚に伴い必要となる戸籍届出や名義変更にはどのようなものがあるか
- 3 離婚後の課税関係について最低限押さえておくべき内容は何か
- 4 離婚後の社会保障はどのような仕組みになっており、離婚後に活用できる公的支援にはどのようなものがあるか
- 5 親の離婚に直面する子どもに対し、どのような配慮が望まれるか
- 6 離婚後に生じる法律関係・法的トラブルに対する対応上の留意点は何か

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

現役裁判官と弁護士が実務を説く！

離婚事件における 家庭裁判所の判断基準と 弁護士の留意点

共著 武藤 裕一(名古屋地方裁判所判事)・野口 英一郎(弁護士)

◆離婚事件に精通した現役裁判官と弁護士が双方の視点で解説！

◆家庭裁判所の判断基準の原則を示すとともに、例外が認められるケースを掲げることで、家裁実務のスタンダードを可視化！

◆相談開始から終局後までの弁護士業務の留意点や必須知識がわかる！



A5判・総頁344頁
定価 4,730円(本体 4,300円)
送料 460円

0120-089-339 受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



詳細はコチラ！

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

〈電子版〉
定価 4,290円(本体3,900円)

新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1
札幌支社 〒060-0816 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3196 仙台市東区加茂1丁目4番地
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-0863 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2022.10)51002461

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版



2 面会交流の具体的内容

4 面会交流の標準的な頻度、時間はどのようなものか

ポイント

- ・面会交流の標準的な頻度は1か月に1回である。
- ・面会交流の標準的な時間は、子が4歳くらいまでは2〜3時間、子が5歳以上であれば5〜7時間である。

1 総論

面会交流を実施することによって子の利益に反する事情があるとはいえない場合には、面会交流の具体的内容の検討・調整に進むことになります。

面会交流の頻度、時間は、当事者が「その協議で定める」(民766①)のが原則ですが、協議が調わないときは、家庭裁判所の審判によって定められることとなり、面会交流の可否と並んで、しばしば激しい対立点となります。

2 面会交流の標準的な頻度について

(1) 1か月に1回が標準的であること

まず、面会交流の頻度については、別居親と子との関係性に問題がなく、これまでに面会交流の実績があり、当事者間の紛争性が高くな

(2) より低い頻度が定められる場合

これに対し、上記のような諸条件が整わない場合、例えば、別居から既に相当期間が経過しているが、その間の面会交流の実績がない場合(東京高決平19・11・7家月60・11・83)、現に離婚係争中であるなど、信頼関係が失われている状況にあり、当事者間の紛争性が低いとはいえない場合(東京高決平25・6・25家月65・7・183)、子がごく幼少で、面会交流の実績もない場合(大阪高決平22・7・23家月63・3・81)などには、2か月に1回や3か月に1回など、より低い頻度が定められる傾向にあります。

(3) より高い頻度とすべきとの主張について

別居親から、毎週1回、1か月に2回など、1か月に1回を超える頻度を定めるべきとの主張がされることがあります。

裁判官の視点▼

しかし、別居親と子との面会交流は、子の監護について必要な事項(民766①)として定められるものですから、その内容は、子を監護する同居親の監護教育内容と調和する方式と形式において決定されるべきもの(最決平12・5・1民集54・5・1607の判例解説=杉原則彦『最高裁判所判例解説民事篇平成12年度(下)』514頁(法曹会、2003))と解されるところ、同居親の同意なく、1か月に1回を超える面会交流の頻度を定めることは、同居親の監護教育内容と抵触するものと考えられる上に、子にとって

2 婚姻関係の破綻を推定させる「相当期間の別居」とは、どの程度の別居期間をいうのか

ポイント

| | |
|----|---|
| 原則 | 3年以上 |
| 例外 | 第一審の口頭弁論終結時点で2年半程度に及んでいれば、離婚請求が棄却される可能性は低い。 |

1 総論

本章1でみたとおり、別居期間が相当期間に及ぶことは、そのこと自体で婚姻関係の破綻を事実上推定させます。

ここにいう「相当期間」とは、具体的にはどの程度の期間をいうのか、換言すれば、別居期間がどの程度の長さに及んでいれば、問題なく離婚請求が認容されるのかは、読者の最も関心の高いところではないかと思われます。

2 かつての家裁実務

かつての家裁実務では、相当期間の別居は、おおむね5年以上を目安に考えられていました。

例えば、平成20年に発表された論考である安倍嘉人「控訴審からみた人事訴訟事件」(家庭裁判月報60巻5号17頁(2008))には、「3年、4年という別居期間では、なかなか破綻を認めることが難しい事案が多いというのが高裁での実務的な感覚であった」との記述があります。また、法制審議会が平成8年に策定した「民法の一部を改正する法律案要綱」に、離婚原因として、「夫婦が5年以上継続して婚姻の本旨に反する別

るためのドグマにすぎず、何年以上であれば相当期間といえるかにつき、もとより客観的な指標があるものではありません。

(2) 「相当期間」の線引き

裁判官の視点▼

そして、上記2のとおり、相当期間の別居が5年を目安に考えられていた当時から、現在までに十数年が経過しており、その間にも、社会の婚姻観や離婚に対する受け止めは変化し、離婚がより容易で一般的なものとなってきています。

そのような社会的価値観の変化とも相まって、現在の家裁実務では、婚姻関係の破綻を事実上推定させる相当期間の別居は、従前考えられていたよりも短い別居期間で足りるという理解が一般的となっており(水野離婚調停79頁参照)、もとより個々の担当裁判官の感覚による誤差はあり得るものの、別居期間がおおむね3年以上に及んでいれば、特段の事情がない限り、婚姻関係の破綻を認めるのが通常です(近時の参考裁判例として、東京高裁平成30年6月20日判決(平30(ネ)46)の原審(さいたま家判平29・11・28(平27(家ホ)304))引用部分は、妻が夫に対し離婚を求めた事案で、別居期間が既に3年以上に及んでいることに加

2 基準時

4 分与対象財産確定の基準時はいつか

ポイント

| | |
|----|------------------------------|
| 原則 | 別居日 |
| 例外 | 別居日を観念ないし認定できない場合には、離婚調停申立日等 |

1 基準時の意義

分与対象財産確定の基準時とは、いつの時点で存在した財産が財産分与の対象となるか、という問題です。

2 原則として別居日であること

財産分与は、夫婦がその協力によって形成した実質的共有財産を清算するものですから、夫婦の経済的協力関係が終了した時点清算の基準時とすることとなります。

ここにいう夫婦の経済的協力関係とは、共働きや家業への従事に限らず、妻が専業主婦の場合や夫婦双方が年金暮らしの場合等も含め、

一時的に帰宅したりしたにすぎない場合には、これを同居の再開とみるべきではなく、最初に別居した日を基準時とすることとなります(松本財産分与62頁)。

6 なし崩し的に別居状態に移行した場合

夫婦の一方が、通勤の便が良いなどの理由から、職場の近くにワンルームマンション等を借りて、平日はそこで寝泊まりし、当初は週末は自宅に帰っていたが、夫婦関係が悪化するにつれて次第に自宅に帰らなくなり、なし崩し的に別居状態に移行した、というケースが、実務上しばしば見られます。

この場合、最後に自宅を出た日が明確であれば、その最終日を基準時とし、そうでなくとも、遅くとも何年何月以降は自宅に帰っていない(上記5のとおり、荷物を取るための立ち寄り等は除いて考えます。)ということが分かれば、その前月の末日を基準時としますが、それさえも判然としない場合には、離婚調停申立日を基準時とすることになるものと考えられます。

7 まとめ

裁判官の視点▼

繰り返しになりますが、基準時は、原則として、別居日です。経済的協力関係の終了を徴する客観的に明確な時点を別居日と捉え、それまでは基本的な経済的協力関係は維持されるが、それ以降は